

金融審議会 報告書の概要

「投資家の保護及び成長資金の円滑な供給を確保するためのプロ向けファンドをめぐる制度のあり方」

「プロ向けファンド」を巡る状況

- ファンドは、リスクマネー供給において大きな役割を果たしており、ファンドによる成長資金の供給が円滑に行われるようにしていくことが求められている。
- 一方、投資家被害が増加している実情があり、ファンドへの信頼を確保することにより、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資家被害を適切に防止していくことが必要。
- 海外(米国、欧州、シンガポール)ではファンドにかかる規制が強化され、登録制・認可制・免許制が適用。
米国におけるベンチャー・キャピタルは届出制となっているが、登録と同様の情報の提出等が求められ、各種の行為規制・行政処分の対象。
- プロ向けファンドを巡る被害については、以下のような問題がみられる。
 - ✓ 実際には適格機関投資家からほとんど出資を受けていない、詐欺的な勧誘
 - ✓ 出資金の契約とは異なる投資への流用
 - ✓ 運営内容について、十分な情報提供が行われない

適格機関投資家等特例業務制度のあり方

- 成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資家の保護を図っていくためには、出資者の範囲の見直しにとどまらず、総合的な対応を行っていくことが求められ、以下のような法律改正を含めた措置が必要。
 1. 適格機関投資家等特例業務の届出者
 - 拒否要件・欠格事由等の設定
 - 届出書の記載事項の拡充・公表
 2. 適格機関投資家の位置付け
 - 実態を伴わない適格機関投資家排除等のため、適格機関投資家の範囲や要件の設定
 3. 届出者に対する行為規制
 - 適合性原則(顧客の知識・経験等に照らし不適當な勧誘の禁止)
 - 契約の概要やリスク等を説明するための契約締結前の書面の交付義務等
 4. 問題のある届出者への対応
 - 業務改善・停止命令等の監督上の処分の導入、罰則の引上げ
 - 投資家保護の観点から検査を行うことができることを明確化
 5. 出資者の範囲
 - 投資判断能力を有する一定の投資家及び特例業者と密接に関連する者に限定することが適當
 - 26年5月にパブリック・コメントに付された改正案に対して、出資者の範囲を拡大する修正を加えることが適當
 - 相応の体制が整備されることを前提に、ベンチャー・ファンドについては、以下のような者を含めること。
 - 上場会社等の役員・元役員
 - 新規事業の立上げ等の業務に直接携わった経験があり、専門的な知識や能力を有する者